

「トランプ関税をめぐる連邦最高裁判決」(第2報)

藤野 仁三

2月に掲載した「トランプ関税を違法」とする連邦最高裁判決の紹介は、速報を旨としたこともあり、重要判決の紹介としては内容が雑薄になってしまいました。本稿で最高裁判決の多数意見の根拠となった「重要問題の法理」について少し深掘りしてみたいと思います。

1. 判決内容

合衆国憲法は「連邦議会は税・関税・輸入税・物品税を賦課・徴収する権限を有する」と定める。その権限は議会だけが持ち、行政府にはない。行政府のもつ権限はもっぱら IEEPA に基づくものである。

IEEPA は大統領に課税権限を明確には委任していない。そのような明確でない規定を、大統領に権限委譲がなされていると解釈することには慎重でなければならない。連邦議会が法律で行政府に議会の権限を委任する場合、明示的な文言でかつ厳格な制約のもとに行ってきた。しかし、IEEPA の委任規定は明示的でなく、その規定の下で大統領に無制限の関税権限があると解釈するのは拡張的すぎる。

IEEPA は大統領に「輸入 (importation) を・・・規制する (regulate)」権限を与えてはいるが、該当する規定に、関税を賦課する権限まで記載されている訳ではない。もし議会が関税を課す権限を大統領に与えるつもりであったのであれば、他の関税に関する法律と同様に、法律に明示的な記載したはずである。(major question doctrine 「重要問題の法理」)。

2. 法理論の対立

今回の連邦最高裁の違法判決は、ジョン・ロバーツ長官 (保守派) が執筆し、その結論に5名の裁判官が賛同した。賛同した裁判官は、リベラル派の3名の裁判官と、保守派の2名の裁判官である。しかし、賛同した5名のうち、3名は違法の結論には賛同したものの、ロバーツ長官が依拠した「重要問題の法理」を本件に適用することには反対している。いわば、総論としては法廷意見に賛成したが、各論としての「重要問題の法理」の適用には反対したのである。

この「重要問題の法理」とは、行政関連の法律解釈の場合、政治的・経済的に重要な問題については議会からの明確な授權規定がなければならないとする解釈論であり、2000年代になって連邦最高裁で議論され始めた比較的新しい法理である。それが最高裁の判決に明記されたのが「West Virginia v. EPA 事件」(2022)が最初である。この事件の法廷意見を書いたのもジョン・ロバーツ長官である。この法理は、当時、かなり法学者から批判を浴びた。

West Virginia v. EPA 事件とはどんな事件であったか、ここで簡単に紹介しておこう。

3. 「West Virginia v. EPA 事件」

オバマ政権時代の2014年、環境保護庁（EPA）は米国内の発電所の二酸化炭素排出を規制するため、電力会社の化石燃料からの脱却を推進する州法の制定を求める「電力浄化計画（CPP）」を連邦議会に提出した。これに電力会社や州政府が反対し、「EPAには立法権限はない」と主張して裁判所に提訴した。紆余曲折の末、連邦最高裁は2016年に審理停止（stay）を命じた。

EPAはトランプ政権が誕生するとCPPを廃案にし、石炭産業の復活を政策に掲げる新政権の意向を反映した改正規則案（ACE）を議会に提案した。これに対して、環境保護団体や公衆衛生団体が2019年にACEに反対し、EPAにはACEの制定する立法権限がないと主張して裁判を起こした。裁判所はバイデン大統領就任の前日にACEを無効とする判決を下した。バイデン大統領は着任すると直ぐに二酸化炭素削減のための新規則を法制化する旨を発表した。

ACEの裁判で裁判所（控訴裁）は「大気浄化法（CAA）」の7411(d)条によりEPAには立法権限が与えられていると解釈した。そのため、この解釈が適切かどうかをめぐる争いが連邦最高裁に持ち込まれた。最高裁は、CAA制定時の連邦議会の意図を尊重する法理である「重要問題の法理」を適用し、連邦議会はCAAの7411(d)条に規則制定の権限をEPAに与えていないと判断した。この判決に5名の裁判官が賛同し、3名が反対した。賛同したのは保守派の裁判官（共和党の大統領が指名）で、反対したのはリベラル派（民主党の大統領が指名）の裁判官である。

4. コメント

このように、「重要問題の法理」については、その出自から環境保護を志向する民主党政権の権限行使を抑制するというねらいが透けてみえる。そのため保守派とリベラル派の間で鋭い意見対立がおきた。しかし、今回のトランプ関税事件で、結果として共和党政権を抑制することになる「重要問題の法理」を根拠に、ロバーツ長官が改めて法廷意見を書いたことは法律家としての矜持を示したものと評価すべきかも知れない。ただ、この法理の適用についてリベラル派のみならず、保守派の裁判官からも異論が出たのは、ロバート長官には予想外だったかも知れない。

いずれにせよ、各論に反対意見が出たものの総論である「行政権限の無制限の拡張を制限する」ことに多数の支持を得たことは、最高裁判所の良識が機能したと評価できるであろう。

参考までに、ロバーツ長官はこれまで多くの特許事件で法廷意見を書いている。例えば、バイドール法と特許法の関係を論じた Standard Univ. v. Roche 事件（2011年）、故意侵害に対する三倍賠償の要件を明確にした Halo Electronics v. Pulse Electronics Corp. 事件（2016年）、特許消尽の要件を論じた Impression Product Inc. v. Lexmark International Inc. 事件（2017年）など。特許事件は産業政策にかかわるため裁判官の党派色が判決に出ることはなく、多くは全員一致の判決である。しかし、公益との棲み分けという要素が強くなる著作権事件では、保守派とリベラル派の意見の対立が少なくない。